

令和6年度事業計画〈方針と重点〉

I 基本方針

公益財団法人日本教育公務員弘済会岩手支部（以下、当支部）は、青少年の健全な育成に資することを前提とした教育振興事業（「奨学事業」「教育研究助成事業」「教育文化事業」）を行います。また、会員である教育関係者の福祉向上を図るための各種福祉事業を行います。

平成24年4月に公益財団法人として認定を受けて以来「民による公益の増進」に資するべく取り組んでおり、当支部としても青少年の健全な育成を目的とした公益性の高い事業を推進しながら「いわての教育」を全面的にサポートする立場に立ち、広く社会に寄与し、その信頼性を一層強いものとしていくよう、継続的に努めます。

教育振興事業の中の「奨学事業」では、「高校生給付奨学金事業」「給付奨学金事業（大学生給付予約型）」「貸与奨学事業」により、修学意欲を持ちながら学資支弁困難な学生・生徒の修学を支援していきます。「教育研究助成事業」では、有益な教育研究に対して助成をするとともに、教職員が創意工夫のある教育実践を発表できる機会として「日教弘教育賞（岩手支部）教育論文募集事業」が広く活用されるよう改訂に着手します。「教育文化事業」では、「特別支援学級設置校教育支援事業」を「特別支援教育支援事業」と改め、「日教弘いわて出前講座」とともに各学校でのさらなる有効活用を促進していきます。

教育振興事業全体として、選考委員会の厳正な審査選考を経るとともに、岩手県内の幅広い教育機関・団体からの委員で組織された幹事会及び運営委員会並びに監査等から広く意見を求めつつ、公平公正な立場で適正な事業を展開していくよう努めます。

また、福祉事業については、当支部福祉事業の対象者である教職員の心豊かで安定的な生活の一助となるようさらに充実した内容で、一部WEB申請の導入も検討しながら利用促進を図るとともに、日教弘全会員に適用される全国共通福利厚生サービス（日教弘クラブオフ）の周知にも努めていきます。

当支部の「広報誌」「ホームページ」「学校説明会」等の充実により、当会の趣旨や事業内容への正しい理解を促進するとともに、公明性を確保しながら、会員や学校から揺るぎない信頼を得られる法人として、今後とも賛同いただく会員が拡大していくよう努めてまいります。

当支部組織としてのガバナンス機能を強化充実させ、日教弘本部並びに各教育関係機関との連携のもと、一層盤石な支部の組織・運営の確立を目指します。

II 事業推進の重点

1 教育振興事業 = 2,082万円

(1) 奨学事業

① 「高校給付奨学金事業」 = 810万円

岩手県高等学校長協会等の理解協力を得ながら、国公立の全学校の高校生を対象に、従来の1校1名の募集枠を拡大し、1校当たり1～2名を対象として、一人当たり5万円を給付します。（募集枠の拡大期間 令和6～8年度3年間）

※追加募集や臨時募集を行う場合は一人3～5万円とする。ただし年度内の給付は同一生徒1回のみ。

② 「給付奨学金事業 大学給付奨学生（予約型）」（本部特別会計） ※令和5～8年度

岩手県高等学校長協会等の理解協力を得ながら、令和6年度内において令和7年度給付開始分の募集及び選考などを進めます。（1か月3万円×4年間 岩手県枠4名）

③ 「貸与奨学金事業」 = 貸与保証額〈岩手支部〉4,800万円（本部特別会計）

修学意欲を持ちながら学資金支弁が困難と認められる者を支援できるよう、ポスターやホームページ等で事業の周知に努め、公平公正な選考のもと、貸与対象者の拡大に努めます。

(2) 教育研究助成事業 = 611 万円

① 「教育団体研究助成」

前年度申請制度完全実施のもと申請のあった関係教育団体に対して、事業趣旨・内容・計画等を厳正に選考のうえで、助成をします。

② 「研究大会助成」

前年度申請を原則とし、県内教育研究団体が主催する東北・全国規模の教育研究大会等に対し、趣旨等を吟味し、可能な範囲で助成をしていきます。

③ 「校内研究助成」

県内の小・中・高・特別支援学校の各学校の校内研究推進に有益となる内容で計画性をもって活用してもらうことを要件に、複数年で広く行き渡るよう関係機関の調整協力に基づく申請枠と単年度希望枠申請校からの申請により、助成をします。

④ 「日教弘岩手支部 教育実践研究論文」

募集内容について広く周知を図り、より多くの学校・教職員からの積極的な応募を得られるよう努めながら、教育研究実践を助成するとともに、その研究成果を広く知らせていきます。

併せて、より多くの応募を期待して募集時期や入賞枠等の要項内容を見直し、その改訂した募集要項についても、本年度内に周知をしていきます。

(3) 教育文化事業 = 661 万円

① 「児童生徒大会助成」

小・中・高・特別支援学校の教育活動に位置付けられている児童生徒の運動部・文化部の活動等において、岩手県予選を経て県代表となり、対象となる東北・全国大会出場する児童生徒の参加に係る経費等の一部に対して、大会前申請に基づき、審査のうえ助成をします。

② 「競技等大会開催助成」(旧称：競技等大会助成)

児童生徒を競技者(出演者)として、岩手県内で開催される高体連・高文連・中体連・中文連等が主催(共催)する東北・全国大会に対して、前年度申請に基づき、審査のうえ、助成をします。

ただし、「岩手県中学校総合文化祭」並びに「『Try スポーツ』岩手県特別支援学校スポーツ交流大会」については、県全域の児童生徒を対象とし教育的貢献性の極めて高い継続的な活動と認め、令和5年度より特別申請対象としています。

③ 「日教弘いわて出前講座」

申請に基づき、外部講師等を招いての特色ある教育活動を助成したり、「いわて教育の匠」登録講師を派遣したりする等の支援を行い、教育・文化の向上発展や地域に貢献する児童生徒の育成に貢献します。

④ 「児童生徒文化・スポーツ顕彰」

児童生徒の文化・スポーツ活動の隆盛に資するよう、児童生徒の顕著な活躍の顕彰事業(含「高等学校生徒会誌コンクール」優秀作品顕彰事業)の申請に基づき、審査のうえ助成をします。

⑤ 「支部奨励助成」

優れた教育文化活動等を行っている学校・団体等からの特色ある活動に対して、前年度申請及び推薦に基づき、その内容・計画や有益性・必要性等を厳正に審査・選考のうえ助成をします。

⑥ 「へき地学校教育支援事業」(令和4～8年度事業)

令和4～8年度の中でへき地2級以上の学校からの申請に基づき、審査のうえ計画的に助成していきます。(R5までの未申請8/10校 内R6一輪車講習会実施希望校1校については申請中)

⑦ 「特別支援教育支援事業」(旧称：特別支援学級設置校教育支援事業)

名称を「特別支援教育支援事業」変更し、特別支援学級(+特別支援学校分教室)枠に、特別支援学校に対する助成枠を追加し、自立活動や作業学習を中心とした学習活動に必要な学習材(教材・実習材料・図書等)等の購入費を助成します。

2 福祉事業 = 8,101,000円 ※(1)～(6)会員のうち教弘保険加入者対象 (7)(8)全会員対象

(1)「宿泊利用補助」

県内広く利用できるよう拡充を図ってきた提携施設を広報誌・ホームページ等により、福祉事業対象会員へ周知しながら、年間一人4泊を限度に、利用の促進に努めます。

(2)「結婚祝」「出産祝」「永年勤続祝」(県や私学協会等で永年勤続表彰を受けた場合)

該当会員からの申請に基づき、各種祝品の贈呈を行います。

(3)「健康増進事業」(人間ドック等受診補助、健康増進受診補助)

60歳の誕生日を迎える年度までの会員(岩手支部ユース・ミドル会員)には「人間ドック等受診補助」を、60歳の誕生日を迎えた次の年度からの会員(岩手支部シニア会員)には「健康増進受診補助」を用意し、利用の促進に努めます。

(4)「自己啓発支援」(映画・展覧会鑑賞券等の芸術鑑賞券や図書カード進呈)

「リフレッシュ支援」(温泉入浴利用券進呈)

希望する会員からの応募に基づき、予算枠内で進呈し、余暇の善用を促進します。

※ただし予算枠を超える希望数があった場合は抽選とします。

(5)シニア会員対象「自己啓発支援」「リフレッシュ支援」

「友の会事業レクリエーション参加補助」

シニア会員(60歳の誕生日の翌年度から)を対象者として、「自己啓発支援」「リフレッシュ支援」を案内するとともに、レクリエーション等を企画し、多くの希望者に利用いただけるよう進めます。

(6)下記該当会員への贈呈を行います。

＜(株)岩手教弘との連携のもと実施＞

〔「新加入記念」 「本採用祝」(講師時での会員が本採用となった場合)
「管理職昇任祝」(管理職に昇任した場合) 「シニア会員移行期記念」(満60歳誕生年度継続)〕

(7)「日教弘クラブオフ」

会員に交付されている「日教弘会員証」に付帯している「日教弘クラブオフ利用証」の有効活用が図られるよう、広報誌やホームページ等でも引き続き周知していきます。

＜全国共通福利厚生サービス リロクラブと提携＞

(8)福祉の充実の観点から設けられた下記損害保険について普及拡大に努めます。

＜(株)岩手教弘との連携のもと実施＞

〔「教弘まなびやスーパープラン」(教職員賠償責任保険+団体総合生活保険)
「教弘フルガード」(教職員・退職者・ご家族向け団体総合生活保険)
「教職員収入ロングウェイサポート」(教職員専用長期障害所得補償保険)〕

3 その他

(1)事業趣旨・内容に賛同いただける日教弘会員への入会者の拡充を図るとともに、会員のための共済事業(提携保険事業)についても、代理店(株)岩手教弘及び引き受け会社ジブラルタ生命保険(株)との連携のもと、正しい理解に基づく加入促進が図られるよう努めます。

(2)より学校や教職員が有効に役立てられる事業となるよう、令和7年度以降の教育振興事業内容(校内研究助成の助成額・校数等、教育実践研究論文の応募時期・入賞内容等)の改訂に係る検討を進めていきます。

(3)教育教弘会館売却益は、複数年にわたり高校生給付奨学金等の公益目的事業に充てながら、計画的に執行していきます。

(4)令和7年度から全国共通の福祉事業として実施開始予定の「30歳誕生祝」の準備を行います。

(5)定年年齢引上げに伴い、現行の「ユースミドル会員」と「シニア会員」の区分や「友の会」について見直し検討を行います。